



# 金 沢 市 公 報

号外第7号の3

平成31年(2019年)3月25日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 条 例		○金沢市定住の促進に関する条例の一部を改正する条例 (住宅政策課) 20
○金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例等の一部を改正する条例 (財 政 課)	1	○建築物の駐車施設に関する条例の一部を改正する条例 (交通政策課) 21
○金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例等の一部を改正する条例 (環境指導課)	14	○金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例 (道路建設課) 22
○金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例の一部を改正する条例 (歴史都市推進課)	15	○金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (市立病院事務局) 22
○金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例 (市街地再生課)	16	

## 条 例

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第23号

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例等の一部を改正する条例

(金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部改正)

第1条 金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「2,000円」を「2,030円」に改め、同項第2号中「12,570円」を「12,810円」に改める。

(金沢市体育施設条例の一部改正)

第2条 金沢市体育施設条例(昭和34年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「2,700円」を「2,750円」に、「200円」を「210円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「540円」を「550円」に、「1,280円」を「1,320円」に、「640円」を「660円」に、「610円」を「620円」に改め、別表第2第6項第1号中「2,370円」を「2,420円」に改め、同項第2号中「1,180円」を「1,210円」に改め、同項第3号中「750円」を「770円」に改め、同表第7項第1号中「7,020円」を「7,150円」に改める。

別表第2の2第1項の表中「2,700円」を「2,750円」に、「200円」を「210円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「970円」を「990円」に、「540円」を「550円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「1,400円」を「1,430円」に、「640円」を「660円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「2,160円」を「2,200円」に、

「810円」を「820円」に、「610円」を「620円」に、「300円」を「310円」に、「860円」を「880円」に、「370円」を「380円」に、「750円」を「770円」に、「480円」を「490円」に改める。

別表第2の3中「3,080円」を「3,140円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「2,310円」を「2,350円」に改める。

別表第3中「640円」を「660円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「108,000円」を「110,000円」に、「820円」を「830円」に、「1,540円」を「1,570円」に改める。

(金沢市中央公民館使用料条例の一部改正)

第3条 金沢市中央公民館使用料条例(昭和38年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号の表を次のように改める。

区 分	使用時間区分			
	午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後5時まで)	夜 間 (午後6時から午後9時まで)	全 日 (午前9時から午後9時まで)
第1学習室	1,210円	1,760円	2,200円	4,400円
第2学習室	1,210円	1,760円	2,200円	4,400円
第3学習室	1,210円	1,760円	2,200円	4,400円
第4学習室	1,210円	1,760円	2,200円	4,400円
第5学習室	1,210円	1,760円	2,200円	4,400円
和室	1,320円	1,980円	2,420円	4,950円
第1会議室	660円	880円	1,100円	2,200円
第2会議室	660円	880円	1,100円	2,200円
第1集会室	2,090円	3,080円	3,960円	7,700円
第2集会室	2,090円	3,080円	3,960円	7,700円
料理実習室	2,090円	2,750円	3,300円	6,930円
視聴覚室	2,310円	3,190円	3,850円	8,030円
音楽室	2,090円	2,750円	3,300円	6,930円
美術工作室	1,100円	1,430円	1,760円	3,630円
プレイルーム	1,100円	1,540円	1,980円	3,850円

別表第1第1項第2号の表を次のように改める。

区 分	使用時間区分					
	午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後5時まで)	夜 間 (午後6時から午後9時まで)	全 日 (午前9時から午後9時まで)		
和室	全室を使用する場合	1,540円	1,980円	1,540円	5,060円	
	区分して使用する場合	兼六	770円	990円	770円	2,530円
		卯辰	770円	990円	770円	2,530円

視聴覚室			2,860円	3,850円	2,860円	9,570円
料理実習室			1,980円	2,640円	1,980円	6,600円
第1会議室	全室を使用する場合		1,980円	2,640円	1,980円	6,600円
	区分して使用する場合	A区画	990円	1,320円	990円	3,300円
		B区画	990円	1,320円	990円	3,300円
第2会議室	全室を使用する場合		1,980円	2,640円	1,980円	6,600円
	区分して使用する場合	A区画	990円	1,320円	990円	3,300円
		B区画	990円	1,320円	990円	3,300円
第3会議室			1,210円	1,650円	1,210円	4,070円
第1研修室	全室を使用する場合		1,980円	2,640円	1,980円	6,600円
	区分して使用する場合	A区画	990円	1,320円	990円	3,300円
		B区画	990円	1,320円	990円	3,300円
第2研修室	全室を使用する場合		1,980円	2,640円	1,980円	6,600円
	区分して使用する場合	A区画	990円	1,320円	990円	3,300円
		B区画	990円	1,320円	990円	3,300円
第3研修室	全室を使用する場合		1,980円	2,640円	1,980円	6,600円
	区分して使用する場合	A区画	990円	1,320円	990円	3,300円
		B区画	990円	1,320円	990円	3,300円
大研修室	全室を使用する場合		10,010円	13,530円	10,010円	33,550円
	区分して使用する場合	A区画	2,750円	3,740円	2,750円	9,240円
		B区画	2,750円	3,740円	2,750円	9,240円
		C区画	2,750円	3,740円	2,750円	9,240円
		D区画	1,760円	2,310円	1,760円	5,830円
軽運動室			2,530円	3,300円	2,530円	8,360円

別表第2第1項の表中「2,700円」を「2,750円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「540円」を「550円」に、「640円」を「660円」に改める。

(金沢市公園条例の一部改正)

第4条 金沢市公園条例(昭和39年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「第16条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

別表第1の2の備考第1項中「1.08」を「1.10」に改める。

別表第2第1項の表中「860円」を「880円」に、「1,400円」を「1,430円」に、「750円」を「770円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「7,020円」を「7,150円」に、「42,120円」を「42,900円」に、「810円」を「820円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「9,720円」を「9,900円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「540円」を「550円」に、「970円」を「990円」に、「430円」を「440円」に改め、別表第2第4項の表中「12,960円」を「13,200円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「4,320円」を「4,400円」に、

「19,440円」を「19,800円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「64,800円」を「66,000円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「500円」を「510円」に改める。

別表第3第1項の表中「640円」を「660円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「200円」を「210円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「540円」を「550円」に改め、別表第3第6項中「3,240円」を「3,300円」に改める。

別表第4第1項の表中「1,080円」を「1,100円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「2,370円」を「2,420円」に改める。

別表第6第1項の表中「17,280円」を「17,600円」に、「320円」を「330円」に、「540円」を「550円」に、「210円」を「220円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「1,720円」を「1,760円」に改め、別表第6第5項の表中「1,830円」を「1,870円」に、「640円」を「660円」に、「970円」を「990円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「840円」を「850円」に、「690円」を「700円」に、「440円」を「450円」に改める。

別表第7第1項の表中「1,830円」を「1,870円」に改め、別表第7第5項中「640円」を「660円」に改める。

別表第8中「8,100円」を「8,250円」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

(金沢市駅前広場条例の一部改正)

第5条 金沢市駅前広場条例(昭和40年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,330円」を「1,360円」に、「870円」を「890円」に、「1,230円」を「1,250円」に改める。

(金沢市立中村記念美術館条例の一部改正)

第6条 金沢市立中村記念美術館条例(昭和50年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「260円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

(金沢くらしの博物館条例の一部改正)

第7条 金沢くらしの博物館条例(昭和53年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「260円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

(食肉流通センター条例の一部改正)

第8条 食肉流通センター条例(昭和53年条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の項中「3,607円」を「3,674円」に、「928円」を「946円」に、「550円」を「561円」に、「5,778円」を「5,885円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「853円」を「869円」に、「8,877円」を「9,042円」に、「1,371円」を「1,397円」に、「1,004円」を「1,023円」に改め、同表第2号の項中「800円」を「815円」に、「206円」を「210円」に改め、同表第3号の項及び第4号の項中「1,244円」を「1,267円」に改め、同表第5号の項中「819円」を「834円」に改める。

(金沢市立安江金箔工芸館条例の一部改正)

第9条 金沢市立安江金箔工芸館条例(昭和60年条例第2号)の一部を次のように改正す



る。

別表中「250円」を「260円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

(金沢市斎場条例の一部改正)

第10条 金沢市斎場条例(平成4年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表待合室の項中「5,140円」を「5,230円」に改め、同表霊安室の項中「1,020円」を「1,040円」に改める。

(金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第11条 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成4年条例第66号)の一部を次のように改正する。

別表第1第3号の項中「9,700円」を「9,900円」に改め、同表第5号の項中「5,600円」を「5,700円」に改める。

(金沢ふるさと偉人館条例の一部改正)

第12条 金沢ふるさと偉人館条例(平成5年条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「260円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

(金沢市額谷ふれあい体育館条例の一部改正)

第13条 金沢市額谷ふれあい体育館条例(平成6年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「640円」を「660円」に、「320円」を「330円」に、「540円」を「550円」に改める。

(金沢市異業種研修会館条例の一部改正)

第14条 金沢市異業種研修会館条例(平成11年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表その1第1項の表中「3,240円」を「3,300円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「3,020円」を「3,080円」に、「4,000円」を「4,070円」に、「10,040円」を「10,230円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「6,800円」を「6,930円」に、「1,830円」を「1,870円」に、「2,380円」を「2,420円」に、「6,040円」を「6,160円」に、「1,180円」を「1,210円」に、「1,520円」を「1,540円」に、「3,880円」を「3,960円」に、「5,180円」を「5,280円」に、「6,920円」を「7,040円」に、「17,280円」を「17,600円」に改める。

(泉鏡花記念館条例の一部改正)

第15条 泉鏡花記念館条例(平成11年条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「260円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

(金沢湯涌夢二館条例の一部改正)

第16条 金沢湯涌夢二館条例(平成11年条例第65号)の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「260円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

(金沢市スポーツ広場条例の一部改正)

第17条 金沢市スポーツ広場条例(平成11年条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「860円」を「880円」に、「430円」を「440円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「540円」を「550円」に改める。

別表第3中「5,400円」を「5,500円」に改める。

(金沢蓄音器館条例の一部改正)

第18条 金沢蓄音器館条例(平成13年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「260円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

(金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部改正)

第19条 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例(平成13年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条、」を「第5条第1項、」に、「第6条、」を「第6条第1項、」に、「第7条及び」を「第7条第1項及び」に改める。

別表中「510円」を「520円」に、「820円」を「830円」に、「2,050円」を「2,090円」に改める。

(前田土佐守家資料館条例の一部改正)

第20条 前田土佐守家資料館条例(平成13年条例第70号)の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「260円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

(室生犀星記念館条例の一部改正)

第21条 室生犀星記念館条例(平成14年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「260円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

(金沢湯涌創作の森条例の一部改正)

第22条 金沢湯涌創作の森条例(平成15年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第2号の表中「1,020円」を「1,040円」に改める。

別表第2項の表を次のように改める。

使用時間区分 区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		(午前9時から正午まで)	(午後1時から午後5時まで)	(午後6時から午後9時まで)	(午前9時から午後9時まで)
交流研修棟	第1研修室	660円	770円	660円	2,090円
	第2研修室	220円	330円	220円	770円
	第3研修室	110円	220円	110円	440円
	第4研修室	990円	1,320円	990円	3,300円
ギャラリー	ギャラリー1	1日につき1,100円			
	ギャラリー2	1日につき1,100円			
	あい	1室1泊につき2,200円			
	あかね	1室1泊につき2,200円			

宿泊棟	えんじゅ	1室1泊につき2,200円
	べにばな	1室1泊につき1,540円
	やまもも	1室1泊につき1,320円
摘要 この表の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。		

(金沢市教育プラザ条例の一部改正)

第23条 金沢市教育プラザ条例(平成15年条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「640円」を「660円」に改める。

(ITビジネスプラザ武蔵条例の一部改正)

第24条 ITビジネスプラザ武蔵条例(平成16年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中「19,860円」を「20,230円」に、「22,340円」を「22,760円」に、「24,830円」を「25,290円」に、「62,360円」を「63,510円」に、「44,970円」を「45,810円」に、「47,730円」を「48,620円」に、「69,810円」を「71,100円」に改める。

別表第2その1第1項の表を次のように改める。

使用時間区分 区分	午 前 (午前10時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後5時まで)	夜 間 (午後6時から午後10時まで)	全 日 (午前10時から午後10時まで)
マルチメディアスタジオ	2,500円	5,020円	5,020円	12,540円
編集室	380円	730円	730円	1,840円
情報化研修室	1,460円	2,900円	2,900円	7,260円
研修室1	2,770円	5,530円	5,530円	13,830円
研修室2	1,760円	3,500円	3,500円	8,760円
研修室3	1,610円	3,210円	3,210円	8,030円
会議室1	730円	1,480円	1,480円	3,690円
会議室2	730円	1,480円	1,480円	3,690円
交流室1	4,830円	9,660円	9,660円	24,150円
交流室2	3,560円	7,130円	7,130円	17,820円
控室1	350円	680円	680円	1,710円
控室2	430円	840円	840円	2,110円

(徳田秋聲記念館条例の一部改正)

第25条 徳田秋聲記念館条例(平成16年条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「260円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

(金沢文芸館条例の一部改正)

第26条 金沢文芸館条例（平成17年条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「510円」を「520円」に、「1,020円」を「1,040円」に改める。

別表第2中「1,020円」を「1,040円」に改める。

（金沢市近江町交流プラザ条例の一部改正）

第27条 金沢市近江町交流プラザ条例（平成20年条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1,600円」を「1,630円」に、「2,140円」を「2,180円」に、「5,340円」を「5,440円」に、「1,360円」を「1,380円」に、「1,790円」を「1,830円」に、「4,510円」を「4,590円」に、「670円」を「680円」に、「900円」を「920円」に、「2,240円」を「2,280円」に、「2,880円」を「2,930円」に、「3,840円」を「3,920円」に、「9,600円」を「9,780円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「4,120円」を「4,190円」に、「10,280円」を「10,470円」に、「1,210円」を「1,230円」に、「1,630円」を「1,660円」に、「4,050円」を「4,120円」に改め、別表第2項の表中「3,800円」を「3,870円」に、「11,400円」を「11,610円」に改める。

（金沢市ものづくり会館条例の一部改正）

第28条 金沢市ものづくり会館条例（平成21年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表その1第1項の表中「2,430円」を「2,480円」に、「3,260円」を「3,310円」に、「8,120円」を「8,270円」に、「950円」を「970円」に、「1,280円」を「1,300円」に、「3,180円」を「3,240円」に、「2,000円」を「2,040円」に、「2,680円」を「2,730円」に、「6,680円」を「6,810円」に、「920円」を「940円」に、「1,240円」を「1,260円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「1,110円」を「1,130円」に、「1,480円」を「1,510円」に、「3,700円」を「3,770円」に、「7,930円」を「8,070円」に、「10,570円」を「10,780円」に、「26,430円」を「26,920円」に改める。

（金沢市芸術文化ホール条例の一部改正）

第29条 金沢市芸術文化ホール条例（平成22年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1その1第1項の表を次のように改める。

区分		使用時間区分			
		午 前 (午前9時 から正午ま で)	午 後 (午後1時 から午後5 時まで)	夜 間 (午後6時 から午後10 時まで)	全 日 (午前9時 から午後10 時まで)
ホ ー ル	平日	25,300円	48,400円	63,800円	121,000円
	日曜日、土曜日及び休日	34,100円	62,700円	79,200円	157,300円
楽 屋	第1楽屋	660円	1,320円	1,430円	3,080円
	第2楽屋	660円	1,320円	1,430円	3,080円
	第3楽屋	440円	990円	1,100円	2,310円
	第4楽屋	880円	1,760円	2,090円	4,290円
	楽屋A	880円	1,870円	2,090円	4,400円
	楽屋B	990円	1,980円	2,200円	4,620円
	楽屋C	660円	1,320円	1,430円	3,080円

	楽屋D	660円	1,320円	1,430円	3,080円	
大集会室	全室を使用する場合	18,700円	30,800円	34,100円	70,400円	
	区分して使用する場合	第1区画	11,550円	18,700円	20,900円	44,000円
		第2区画	5,280円	8,580円	9,570円	19,800円
会議室	第1会議室	1,760円	2,750円	3,080円	6,490円	
	第2会議室	1,650円	2,640円	3,080円	6,270円	
	第3会議室	2,530円	3,960円	4,400円	9,240円	
	第4会議室	2,750円	4,290円	4,840円	10,120円	
	第5会議室	2,750円	4,290円	4,840円	10,010円	
	第6会議室	2,640円	4,070円	4,620円	9,570円	
	第7会議室	2,750円	4,290円	4,950円	10,230円	
	第8会議室	1,320円	1,980円	2,310円	4,730円	
	第9会議室	6,270円	9,900円	11,110円	23,210円	
	第10会議室	3,850円	6,050円	6,820円	14,300円	
談話室		3,960円	6,050円	6,820円	14,300円	
練習室		1,100円	2,200円	2,530円	5,170円	
大練習室		3,850円	7,810円	8,910円	18,260円	
屋外広場	面積単位で使用する場合	午前8時から午後10時まで 1区画につき1,100円 午後10時から翌日の午前8時まで 1区画につき1,100円				
	車単位で使用する場合	1台当たり初めの1時間を250円とし、以後30分につき150円とする。ただし、午後10時から翌日の午前8時までの間の使用料金の額が、1,000円を超えるときは、その間の使用料金の額については、1,000円とする。				

別表第1その1第5項中「21,600円」を「22,000円」に改め、同その1第6項中「7,020円」を「7,150円」に改める。

別表第2その1第1項の表を次のように改める。

区分		使用時間区分			
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)
ホール	平日	17,270円	33,000円	37,400円	79,200円
	日曜日、土曜日及び休日	21,560円	41,360円	46,750円	99,000円
楽屋	第1楽屋	550円	1,100円	1,210円	2,530円
	第2楽屋	880円	1,870円	2,090円	4,510円
	第3楽屋	1,210円	2,420円	2,750円	5,940円
	第4楽屋	770円	1,540円	1,760円	3,850円

屋	第5楽屋	770円	1,650円	1,870円	3,960円
	第6楽屋	770円	1,650円	1,870円	3,960円
	第7楽屋	880円	1,760円	1,980円	4,290円
練 習 室	第1練習室	2,640円	5,060円	5,720円	12,100円
	第2練習室	1,210円	2,420円	2,750円	5,940円
	第3練習室	1,100円	2,310円	2,640円	5,500円
	第4練習室	1,320円	2,530円	2,860円	6,270円
会 議 室	第1会議室	2,860円	4,400円	4,950円	10,560円
	第2会議室	3,410円	5,280円	5,940円	12,760円
	第3会議室	2,860円	4,400円	4,950円	10,560円
	第4会議室	5,720円	8,800円	9,900円	21,120円
	第5会議室	4,180円	6,380円	7,260円	15,400円
	第6会議室	4,180円	6,380円	7,260円	15,400円
談話室		2,090円	3,300円	3,740円	7,920円
大 集 会 室	全室を使用する場合		1時間につき	11,000円	
	区分して使 用する場合	第1区画	1時間につき	6,820円	
		第2区画	1時間につき	4,180円	
パントリー		1時間につき		2,200円	
大会議室（控室を含む。）		16,610円	25,520円	28,820円	61,050円
大会議室の控室のみを使用 する場合		2,200円	3,410円	3,850円	8,250円
茶室		2,740円	3,650円	4,560円	9,420円
展示ギャラリー		1日につき		21,560円	
多目的ルーム		4,400円	6,710円	7,590円	16,170円

別表第2その1第5項中「16,200円」を「16,500円」に改め、同その1第7項中「7,020円」を「7,150円」に改める。

別表第3その1第1項の表中「14,796円」を「15,070円」に、「28,404円」を「28,930円」に、「32,184円」を「32,780円」に、「68,040円」を「69,300円」に、「19,332円」を「19,690円」に、「37,044円」を「37,730円」に、「41,904円」を「42,680円」に、「88,560円」を「90,200円」に、「756円」を「770円」に、「1,512円」を「1,540円」に、「1,728円」を「1,760円」に、「3,564円」を「3,630円」に改める。

（鈴木大拙館条例の一部改正）

第30条 鈴木大拙館条例（平成23年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「260円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

（金沢学生のまち市民交流館条例の一部改正）

第31条 金沢学生のまち市民交流館条例（平成24年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,060円」を「2,090円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「10,280円」を

「10,470円」に改める。

(金沢市パーク・アンド・ライド駐車場条例の一部改正)

第32条 金沢市パーク・アンド・ライド駐車場条例(平成27年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第9条中「4,000円」を「4,070円」に改める。

(金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例の一部改正)

第33条 金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例(平成28年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1その1の表中「300円」を「310円」に、「840円」を「850円」に改め、別表第1その2第1項の表中「1,620円」を「1,650円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「640円」を「660円」に、「860円」を「880円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「8,100円」を「8,250円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「14,040円」を「14,300円」に、「7,020円」を「7,150円」に改め、同その2第2項の表中「2,160円」を「2,200円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「7,020円」を「7,150円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「5,400円」を「5,500円」に改め、同その2第3項の表中「1,620円」を「1,650円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「5,400円」を「5,500円」に改める。

別表第2中「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に、「510円」を「520円」に改める。

(金沢市俵芸術交流スタジオ条例の一部改正)

第34条 金沢市俵芸術交流スタジオ条例(平成30年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「324円」を「330円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「4,320円」を「4,400円」に改め、別表第2項第1号中「162円」を「165円」に改め、同項第2号中「540円」を「550円」に改め、同項第3号中「2,160円」を「2,200円」に改め、同表第3項中「第1項の表」を「前2項」に、「基本使用料」を「使用料」に改め、「加算した額」の次に「(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加える。

(金沢市三谷さとやま交流広場条例の一部改正)

第35条 金沢市三谷さとやま交流広場条例(平成30年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6,480円」を「6,600円」に改める。

(食肉流通センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第36条 食肉流通センター条例の一部を改正する条例(平成30年条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第3号の項及び第4号の項の改正規定中「1,244円」を「1,267円」に、「1,425円」を「1,452円」に改め、同表第5号の項の改正規定中「819円」を「834円」に、「901円」を「918円」に改める。

(谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例の一部改正)



第37条 谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例（平成30年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「4,110円」を「4,190円」に改める。

別表中「250円」を「260円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第29項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の金沢市体育施設条例別表第2、別表第2の2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市体育施設条例別表第2の3の規定は、施行日以後に使用を開始する1か月使用券の利用料金について適用し、施行日前に使用を開始する1か月使用券の利用料金については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の金沢市中央公民館使用料条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。
- 5 第4条の規定による改正後の金沢市公園条例別表第1の2、別表第2、別表第3、別表第4、別表第6及び別表第7の規定（以下この項において「改正後の規定」という。）は、施行日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用する。ただし、同条例別表第1の2の備考第6項第2号の規定の適用を受ける使用料については、施行日以後に開始する占有又は使用に係る使用料について改正後の規定を適用し、施行日前に開始する占有又は使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 6 第4条の規定による改正後の金沢市公園条例別表第8の規定は、施行日以後に使用を開始する1か月利用券の利用料金について適用し、施行日前に使用を開始する1か月利用券の利用料金については、なお従前の例による。
- 7 第5条の規定による改正後の金沢市駅前広場条例別表の規定（以下この項において「改正後の規定」という。）は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日前に団体バス乗降場に自動車を入場させ、施行日以後に出場させる場合における団体バス乗降場の使用料については、入場の時から改正後の規定を適用する。
- 8 第10条の規定による改正後の金沢市斎場条例別表の規定（以下この項において「改正後の規定」という。）は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日前から施行日以後まで継続して霊安室を使用する場合にあっては、施行日以後に算定の始期が到来する使用料について改正後の規定を適用し、施行日前に算定の始期が到来する使用料については、なお従前の例による。
- 9 第11条の規定による改正後の金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、施行日以後に納付する手数料について適用し、施行日前に納付する手数料については、なお従前の例による。
- 10 第13条の規定による改正後の金沢市額谷ふれあい体育館条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用する。
- 11 第14条の規定による改正後の金沢市異業種研修会館条例別表の規定は、施行日以後の

- 利用に係る利用料金について適用する。
- 12 第17条の規定による改正後の金沢市スポーツ広場条例別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用する。
- 13 第17条の規定による改正後の金沢市スポーツ広場条例別表第3の規定は、施行日以後の承認に係る利用料金について適用し、施行日前の承認に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 14 第19条の規定による改正後の金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例別表の規定は、施行日以後に発行する共通観覧券の購入に係る利用料金について適用し、施行日前に発行する共通観覧券の購入に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 15 第22条の規定による改正後の金沢湯涌創作の森条例別表の規定（以下この項において「改正後の規定」という。）は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用する。ただし、施行日前から施行日以後まで継続して宿泊棟を使用する場合にあっては、施行日以後に算定の始期が到来する利用料金について改正後の規定を適用し、施行日前に算定の始期が到来する利用料金については、なお従前の例による。
- 16 第23条の規定による改正後の金沢市教育プラザ条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。
- 17 第24条の規定による改正後のITビジネスプラザ武蔵条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。
- 18 第26条の規定による改正後の金沢文芸館条例別表第1の規定は、施行日以後に開始する年間利用に係る観覧料金について適用し、施行日前に開始する年間利用に係る観覧料金については、なお従前の例による。
- 19 第26条の規定による改正後の金沢文芸館条例別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用する。
- 20 第27条の規定による改正後の金沢市近江町交流プラザ条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。
- 21 第28条の規定による改正後の金沢市ものづくり会館条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用する。
- 22 第29条の規定による改正後の金沢市芸術文化ホール条例別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用する。
- 23 第31条の規定による改正後の金沢学生のまち市民交流館条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。
- 24 第32条の規定による改正後の金沢市パーク・アンド・ライド駐車場条例第9条の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用する。
- 25 第33条の規定による改正後の金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例別表第1の規定（以下この項において「改正後の規定」という。）は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日前から施行日以後まで継続して青少年交流棟又はこども交流棟を使用する場合にあっては、施行日以後に算定の始期が到来する使用料について改正後の規定を適用し、施行日前に算定の始期が到来する使用料については、なお従前の例による。

- 26 第34条の規定による改正後の金沢市俵芸術交流スタジオ条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。
- 27 第35条の規定による改正後の金沢市三谷さとやま交流広場条例第8条第2項の規定は、施行日以後の承認に係る使用料について適用し、施行日前の承認に係る使用料については、なお従前の例による。
- 28 第37条の規定による改正後の谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例第13条第3項の規定は、施行日以後の特別観覧に係る利用料金について適用する。
- 29 利用料金の額を承認するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

#### ◎金沢市条例第24号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例等の一部を改正する条例

(金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成4年条例第66号)の一部を次のように改正する。

第33条の2第1号中「水道部門」を「上下水道部門」に改め、同条第6号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。次号において同じ。)」を加える。

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第2条 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成23年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

(金沢市水道法施行条例の一部改正)

第3条 金沢市水道法施行条例(平成24年条例第75号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

第4条第1項第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同条第2項第2号中「1年6箇月」を「1年6か月」に改め、同項第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、「2年6箇月」を「2年6か月」に改め、同項第4号中「3年6箇月」を「3年6か月」に改め、同項第5号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、

修了した後)」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加える。

(金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第25号

金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例の一部を改正する条例

金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例(平成25年条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中	「第3章 金澤町家保全活用審議会(第20条—第22条) 第4章 雑則(第23条)	を	「第3章 特定金澤町家 第4章 金澤町家 第5章 雑則(第
-----	---	---	-------------------------------------

町家の登録等(第20条—第23条)

保全活用審議会(第24条—第26条) に改める。

27条・第28条) 」

第4章中第23条を第28条とし、同条の前に次の1条を加える。

(報告の徴収)

第27条 市長は、第3章の規定の施行に必要な限度において、所有者等若しくは事業者又は金澤町家の工事に係る発注者、設計者若しくは施工者に対し、必要な報告を求めることができる。

第4章を第5章とする。

第3章中第22条を第26条とし、第21条を第25条とし、第20条を第24条とし、同章を第4章とする。

第2章の次に次の1章を加える。

第3章 特定金澤町家の登録等

(特定金澤町家の登録)

第20条 市長は、金澤町家のうち、本市の歴史、伝統及び文化を伝える上で特に保全及び活用の必要があると認めるものを、特定金澤町家として特定金澤町家登録簿(以下「登録簿」という。)に登録することができる。

2 市長は、特定金澤町家を登録しようとするときは、あらかじめ、金澤町家保全活用審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、特定金澤町家を登録したときは、その旨を当該特定金澤町家を所有する者に通知するとともに、登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(特定金澤町家に係る行為の届出)

第21条 特定金澤町家を所有する者は、当該特定金澤町家の増築、改築、移転、除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしようとするときは、当該行為に着手する日の90日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

2 市長は、前項本文の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、情報の提供、助言その他の当該特定金澤町家の保全及び活用のために必要な支援を行うものとする。

(金澤町家保全活用推進区域の指定)

第22条 市長は、金澤町家の保全及び活用が特に必要であると認める区域を、金澤町家保全活用推進区域（以下「保全活用推進区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、保全活用推進区域を指定しようとするときは、あらかじめ、金澤町家保全活用審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、保全活用推進区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、保全活用推進区域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合について準用する。

(保全活用推進区域内の金澤町家に係る行為の届出)

第23条 保全活用推進区域に存する金澤町家（特定金澤町家を除く。）を所有する者は、当該金澤町家の増築、改築、移転、除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしようとするときは、当該行為に着手する日の90日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出るよう努めなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

2 第21条第2項の規定は、前項本文の規定による届出があった場合について準用する。

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の第3章の規定については、この条例の施行後5年を目途として、金澤町家の保全及び活用の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第26号

金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市自動車駐車場条例（平成2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「20,570円」を「20,950円」に改め、別表第2第2項の表中「20,570円」を「20,950円」に、「15,420円」を「15,710円」に、「13,370円」を「13,610円」に改める。

第2条 金沢市自動車駐車場条例の一部を次のように改正する。

第6条中「自動車駐車場」を「金沢市役所・美術館駐車場」に、「料金」を「使用料」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条の見出しを「（使用料の徴収）」に改め、同条第1項中「料金」を「使用料」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「料金」を「使用料」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「料金」を「使用料」に改める。

第10条を次のように改める。

（使用料の還付）

第10条 既納の使用料は、還付しない。

第10条の次に次の5条を加える。

（利用料金）

第10条の2 駅東等駐車場を利用する者は、第16条第2項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

（利用券の発行）

第10条の3 指定管理者は、利用する者の利便を図るため、駅東等駐車場について、次の利用券を発行することができる。ただし、定期駐車券については、駅東等駐車場の利用状況等を勘案し、その発行を制限することができる。

(1) 定期駐車券

(2) 回数駐車券

(3) パーキングカード

2 前項の規定により発行する利用券のうちパーキングカードについては、金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場のいずれにおいても使用することができる。

（利用料金の徴収）

第10条の4 利用料金は、自動車を駐車させた者から、自動車を出場させるときに徴収する。ただし、定期駐車券、回数駐車券及びパーキングカードによる場合は、これらが発行するとき徴収する。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に定める方法により利用料金を徴収することができる。



(利用料金の減免)

第10条の5 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、利用料金を免除する。

- (1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する業務を行うため使用する自動車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公用又は公共的業務等のため使用する自動車で、市長が特に必要があると認めるもの

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の定めるところにより、利用料金を減額することができる。

(利用料金の還付)

第10条の6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、定期駐車券の発行を受けている者に対し、定期駐車券料金の範囲内でこれを還付することができる。

- (1) 第4条の規定により、駅東等駐車場の全部の供用を休止したとき。
- (2) 定期駐車券の有効期間の開始の日前に、当該定期駐車券の購入に係る解約の申出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。

第14条中「(昭和22年法律第67号)」及び「(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第6条関係)

金沢市役所・美術館駐車場

種 別		使 用 料	
基本料金	月曜日 から金曜日 までの日 (休日を 除く。)	午前8時30分 から午後5時 45分までの間 に入場した場 合  午後5時45分 を超え午後11 時までの間に 入場した場合	入場1回につき30分以内 無料  入場1回につき30分以内 350円(金沢21世紀美術館又は金沢能楽美術館の入館者にあつては、無料)
	休 日	入場1回につき30分以内 350円(金沢21世紀美術館又は金沢能楽美術館の入館者にあつては、無料)	
	加 算 料 金	30分を超えた場合は、30分までごとに150円とする。ただし、午後11時を超え翌日の午前8時30分までの間は、1,000円とする。	



## 備考

- 1 休日とは、次に掲げる日をいう。
  - (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
  - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 金沢21世紀美術館又は金沢能楽美術館の入館者とは、金沢21世紀美術館又は金沢能楽美術館に入館し、その施設を利用した者で、市長が別に定めるところにより、その確認を受けたものをいう。
- 3 この表の規定により計算した使用料の金額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ金額である。

別表第2の次に次の1表を加える。

## 別表第3（第10条の2関係）

## 1 金沢駅東駐車場

種 別		利 用 料 金
普通駐車料金	基本料金	入場1回につき1時間以内 300円
	加算料金	1時間を超えた場合は、30分までごとに100円とする。ただし、午後11時を超え翌日の午前7時までの間は、1,000円とする。
定期駐車券料金		1か月定期駐車券 20,950円
回数駐車券料金		100円券（11枚つづり） 1,000円
		300円券（11枚つづり） 3,000円
パーキングカード料金		3,300円相当券 3,000円
		5,500円相当券 5,000円

## 2 武蔵地下駐車場

種 別		利 用 料 金
普通駐車料金	基本料金	入場1回につき、30分以内は無料とし、30分を超え1時間30分までは300円とする。
	加算料金	1時間30分を超えた場合は、30分までごとに100円とする。ただし、午後11時を超え翌日の午前7時までの間は、1,000円とする。
定期駐車券料金		全日 1か月定期駐車券 20,950円
		昼間 1か月定期駐車券 15,710円
		夜間 1か月定期駐車券 13,610円
回数駐車券料金		100円券（11枚つづり） 1,000円
		300円券（11枚つづり） 3,000円
パーキングカード料金		3,300円相当券 3,000円
		5,500円相当券 5,000円

## 備考

- 1 全日とは、午前零時から午後12時までをいう。
- 2 昼間とは、午前7時から午後11時までをいう。
- 3 夜間とは、午後6時から翌日の午前9時までをいう。
- 4 この表の規定により計算した利用料金（回数駐車券料金及びパーキングカード料金を除く。）の金額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ金額である。

## 附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第4項の規定は平成32年4月1日から、附則第5項の規定は公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市自動車駐車場条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。
- 3 第2条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の金沢市自動車駐車場条例第8条の規定に基づき徴収した同日以後の利用に係る使用料（金沢市役所・美術館駐車場の利用に係る使用料を除く。）は、第2条の規定による改正後の金沢市自動車駐車場条例第10条の4の規定に基づき徴収した利用料金とみなす。
- 4 第2条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の金沢市自動車駐車場条例第7条の規定に基づき発行された定期駐車券、回数駐車券又はパーキングカード（以下「定期駐車券等」という。）は、当該定期駐車券等を使用することができる期間内に限り、第2条の規定による改正後の金沢市自動車駐車場条例第10条の3の規定に基づき発行された定期駐車券等とみなす。
- 5 利用料金の額を承認するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

---

金沢市定住の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第27号

金沢市定住の促進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市定住の促進に関する条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び郊外部」を「を含む居住誘導区域及び一般居住区域」に改める。

第2条第1項中「とは」の次に「、居住誘導区域のうち」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 この条例において「居住誘導区域」とは、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画として本市が作成した金沢市集約都市形成計画（以下「集約都市形成計画」という。）において、同条第2項第2号に規定する居住誘導区域として定められた区域をいう。

第2条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 この条例において「一般居住区域」とは、集約都市形成計画において定められた一般居住区域をいう。

第3条第1項中「質的向上」の次に「、家族の<sup>きずな</sup>絆の強化」を加え、「並びに良好なまちなみ及び美しい近隣社会の形成」を「、良好なまちなみの形成及び地域コミュニティの活性化」に改める。

第4条中第6号を第7号とし、同条第5号中「美しい近隣社会の形成」を「地域コミュニティの活性化」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 家族の絆を強めるための居住に関する事項

第9条を削り、第10条を第9条とする。

第11条第1項中「住宅基準」を「市長が定める住宅の仕様、規模等に係る基準（以下「住宅基準」という。）」に、「1戸建て」を「一戸建て」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(居住誘導区域における一戸建て住宅の建築等の促進)

第11条 市長は、居住誘導区域における定住を促進するため、居住誘導区域において、住宅基準に適合する一戸建ての住宅（自己の居住の用に供するものに限る。）を建築し、若しくは購入した者又はまちなかにおいて、住宅基準に適合する共同住宅（分譲を目的とするものに限る。）の専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいい、自己の居住の用に供するものに限る。）を購入した者に対し、予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

2 前項の財政的な援助をするに当たっては、まちなかにおける定住、家族の絆の強化及び地域コミュニティの活性化に資するものとなるよう努めるものとする。

第12条の見出し中「郊外部」を「一般居住区域」に、「1戸建て住宅」を「一戸建て住宅」に改め、同条第1項中「、郊外部」を「、一般居住区域」に、「1戸建ての住宅（」を「一戸建ての住宅（」に改め、「以下この項において同じ。」及び「郊外部における住宅基準に適合する1戸建ての住宅若しくは共同住宅の専有部分を」を削り、同条第2項を削る。

第13条中「第9条」を「第9条第5項」に、「第11条第5項」を「第11条」に、「まちなか又は郊外部」を「居住誘導区域又は一般居住区域」に改める。

第14条中「まちなか及び郊外部」を「居住誘導区域及び一般居住区域」に改める。

別表中「西日本旅客鉄道株式会社北陸線」の次に「、I Rいしかわ鉄道線」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条から第13条までの規定については、この条例の施行後5年を目途として、本市における定住の状況その他これらの規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて財政的な援助の廃止その他の必要な措置を講ずるものとする。

建築物の駐車施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第28号

建築物の駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

建築物の駐車施設に関する条例（昭和40年条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項の表中イの項及びウの項を次のように改める。

イ	特定部分（百貨店その他の店舗の用途に供する部分に限る。）	特定部分（百貨店その他の店舗の用途に供する部分を除く。）	非特定部分
ウ	150平方メートル	200平方メートル	450平方メートル

第8条中「当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと」を「交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が」に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の建築物の駐車施設に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、平成31年4月1日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手する者について適用し、同日前に着手した者については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の建築物の駐車施設に関する条例第3条から第5条まで若しくは第8条の規定により駐車施設を附置し、若しくは設けた者又は平成31年4月1日前に同項に規定する工事に着手した者は、市長に届け出て、改正後条例の規定の適用を受けることができる。
- この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

#### ◎金沢市条例第29号

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例（平成14年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「830円」を「1,100円」に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の第7条第2項の規定は、平成31年4月1日以後に搬入する建設発生土の処理について適用し、同日前に搬入した建設発生土の処理については、なお従前の例による。

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成31年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

#### ◎金沢市条例第30号

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号ア中「280床」を「275床」に改める。

別表第1文書料（処方箋を除く。）の項中「3,672円」を「3,740円」に、「1,836円」を「1,870円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「7,344円」を「7,480円」に、「2,160円」を「2,200円」に改め、同表特別施設使用料の項中「8,100円」を「8,250円」に、「6,264円」を「6,380円」に、「4,104円」を「4,180円」に改め、同表非紹介患者初診加算料の項中「1,080円」を「1,100円」に改め、同表特別長期入院料の項中「10円80銭」を「11円」に改め、同表の摘要第1項中「8,100円」を「8,250円」に、「6,264円」を「6,380円」に、「4,104円」を「4,180円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成31年10月1日以後の診療又は施設利用について適用し、同日前の診療又は施設利用については、なお従前の例による。

平成31年(2019年)3月25日 印刷  
平成31年(2019年)3月25日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄